



れい わ ねん ど しょう しゃ たいしょう
令和6年度 障がい者を対象とした
 しま ね けんしよくいんさいようせんこう し けん じゅけんあんない
島根県職員採用選考試験 受験案内
 いっぱんじむ しんたいしょう しゃ せいしんしょう しゃ がっこうじむ けいさつじむ
【一般事務(身体障がい者、精神障がい者)、学校事務、警察事務】

しま ね けんじんじ いんかい まつ え し の まち ばん ち でんわ
 [島根県人事委員会] 〒690-8501 松江市殿町8番地 電話(0852)22-5438

うけ つけ き かん
 ○受 付 期 間

れい わ ねん がつ にち すい ごぜん じ ぶん がつ にち きん ご ご じ
 令和6年8月28日(水)午前8時30分～9月27日(金)午後5時
 ゆうそう ばあい がつ にち きん けしんゆうこう
 ※郵送による場合は、9月27日(金)までの消印有効
 でんしんせい もうしこみ
 ※インターネット(しまね電子申請サービス)による申込は、
 がつ にち すい ごぜん じ ぶん がつ にち きん ご ご じ
 8月28日(水)午前8時30分から9月27日(金)午後5時まで

もうし こみ ほう ほう
 ○申 込 方 法

でんしんせい ゆうそうまた じさん
 しまね電子申請サービス、郵送又は持参
 でんしんせい もうしこみほうほう
 (しまね電子申請サービスによる申込方法は、8ページを
 らん
 ご覧ください。)

だい じ し けん び
 ○第 1 次 試 験 日

れい わ ねん がつ にち にち
 令和6年11月3日(日)

だい じ し けんこうかくはっぴょう
 ○第1次試験合格発表

れい わ ねん がつ にち すい
 令和6年11月13日(水)

だい じ し けん び
 ○第 2 次 試 験 日

れい わ ねん がつ にち すい
 令和6年11月27日(水)

じゅけんしゃたすう ばあい よくじつ めんせつしけん じっし ばあい
 ※受験者多数の場合は、翌日に面接試験を実施する場合があります。

さい しゅう ごう かく はっ びょう
 ○最 終 合 格 発 表

れい わ ねん がつちゅうじゅん よてい
 令和6年12月中旬(予定)

じ ぜん もうしこ かた てんじ じゅけん
 ○事前に申込みをされた方は、点字による受験ができます。

1. 試験区分、採用予定人員及び職務内容等

しよくしゆ 職種	しけんくぶん 試験区分	さいようよてい 採用予定 じんいん 人員	しよくむないよう 職務内容
いっばんじむ 一般事務	いっばんじむ 一般事務 しんたいしやう (身体障がい者)	めい 2名	しまねけん しょきかん きんむ ぎやうせいじむ 島根県の諸機関に勤務し、行政事務に じゆうじ 従事します。
	いっばんじむ 一般事務 せいしんしやう (精神障がい者)	めい 1名	
がっこうじむ 学校事務	がっこうじむ 学校事務	めい 1名	しまねけんない しちやうそんりつしやう ちゆう ぎむ 島根県内の市町村立小・中・義務 きやういくがっこう きんむ がっこうじむ じゆうじ 教育学校に勤務し、学校事務に従事し ます。 さいようご きんむち しやう ていどなど (採用後の勤務地は、障がいの程度等 こうりよ うえ いずもちくまた いわみちく を考慮の上、出雲地区又は石見地区の いづれかに限定されます。)
けいさつじむ 警察事務	けいさつじむ 警察事務	めい 2名	しまねけんけいさつ しょきかん きんむ けいさつじ 島根県警察の諸機関に勤務し、警察事 む じゆうじ 務に従事します。

注 (1) 受験の申込みは、いずれか一つの試験区分に限ります。申込受付後の試験区分の変更は認めません。

(2) 11月3日(日)に第1次試験を実施する「障がい者を対象とした島根県職員採用選考試験(一般事務(知的障がい者))」と本試験は併願できません。

(3) 採用予定人員は、変更する場合があります。

(4) 試験区分「学校事務」は、県職員採用試験と同時に実施しますが、市町村の職員(市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する事務職員)として採用されます。(※)

(※) 「出雲地区」は島根県教育庁松江教育事務所及び出雲教育事務所管内、「石見地区」は島根県教育庁浜田教育事務所及び益田教育事務所管内のことです。

じゅけんしかく
2. 受験資格

い か かくしけんくぶん たいおう ようけん み ひと
以下の各試験区分に対応した、すべての要件を満たす人であること。

しけんくぶん 試験区分	ねんれい し かくなど 年齢・資格等
すべての試験区分	へいせい ねん がつ にち へいせい ねん がつ にち 平成4(1992)年4月2日から平成19(2007)年4月1日まで う ひと に生まれた人
いっばん じ む 一般事務 しんたいしょう しゃ (身体障がい者)	しんたいしょうがいしゃてちょう こうふ う しょう ていど きゅう 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級 から6級までの人 ※
いっばん じ む 一般事務 せいしんしょう しゃ (精神障がい者)	せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう こうふ う ひと 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ※
がっこう じ む 学校事務	つぎ がいと う ひと 次のアからエまでのいずれかに該当する人 ※ ア しんたいしょうがいしゃてちょう こうふ う しょう ていど 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が 1級から6級までの人 イ せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう こうふ う ひと 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ウ とどうふけん ち じまた せいれいしていと ししちょう はっこう りょういく 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育 てちょう こうふ う ひと 手帳の交付を受けている人
けいさつ じ む 警察事務	ち てきしょうがいしゃこうせいそうだんじょ せいしんほけんふくし じどう 知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、児童 そうだんじょ しょうがいしゃしよくぎょう せいしんほけんしていい 相談所、障害者職業センター、精神保健指定医により ちてきしょう しゃ はんてい ひと 知的障がい者であると判定された人

※ しけん びとうじつ こうふまた はんてい み こ ひと ふく だい じしけん びおよ
試験日当日までに交付又は判定される見込みの人を含む。なお、第1次試験日及び
だい じしけん びとうじつ つぎ てちょうなど じさん ひつよう
第2次試験日当日に次のいずれかの手帳等を持参していただく必要があります。

(しけんとうじつ じさん ばあい じゅけん
試験当日に持参できない場合は受験できません。)

- じゅけんしかく かか てちょう しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう
・受験資格に係る手帳 (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
- じょうひょう こうてきはんていきかん ちてきしょう しゃ はんてい しょうめい しょうい
・上表の公的判定機関で知的障がい者であると判定されたことを証明する書類

なお、^{つぎ}次の(1)から(5)までのいずれかに^{がいとう}該当する人は、^{ひと}受験^{じゅけん}できません。

- (1) ^{にほん}日本の^{こくせき}国籍^{ゆう}を有^{ひと}しない人（^{しょくしゆ}職種「^{いっばん}一般事務^{じむ}」及び「^{およ}警察事務^{けいさつ}」のみ。）
- (2) ^{きん}禁錮^{こいじょう}以上の^{けい}刑^{しよ}に^{しつこう}処せられ、その^お執行^{また}を^{しつこう}終わる^うまで又はその^{しつこう}執行^うを受ける^{ひと}ことがなくなる^{ひと}までの人
- (3) ^{しまねけん}島根県の^{しよくいん}職員^{ちょうかいめんしよく}として^{しよぶん}懲戒免職^うの^{とうがいしよぶん}処分^ひを受け、当該^{ねん}処分^{けい}の日^かから^{ひと}2年^かを経^か過^{ひと}しない人
- (4) ^{にほんこくけんぼう}日本国憲法^{せこう}施行^ひの日^い以後^ごにおいて、^{にほんこくけんぼう}日本国憲法^{また}又はその^{もと}下^{せいりつ}に^{せいふ}成立^{せいふ}した^{せいふ}政府^{せいふ}
- ^{ぼうりよく}を暴力^{はかい}で破壊^{しゅちよう}することを^{せいとう}主張^たする^{だんたい}政党^{けっせい}その他の^{また}団体^{また}を^{また}結成^{また}し、又はこれに^か加入^{ひと}した人
- (5) ^{へいせい}平成11年^{ねん}改正^{かいせい}前の^{みんぼう}民法^{きてい}の規定^{きてい}による^{じゆんきんちさん}準禁治産^{せんこく}の^う宣告^{ひと}を受けている人
- ^{しんしんこうじゃく}（^{げんいん}心神耗弱^{いがい}を原因^{いがい}とするもの以外）

3. 受験上の配慮

試験にあたっては、受験者の希望に応じて、原則として以下のとおり対応することとしています。

これらの対応を希望される場合は、申込書（申込画面）の該当項目に必ず記入（入力）をしてください。

申込書への記入（申込画面への入力）がない場合は、ご希望の対応ができないことがあります。

なお、ご希望の内容によっては、試験の実施上問題ないかを確認するため、障害者手帳の写し又は専門医の意見書等を別途提出していただく場合があります。

障がいの種類	対応の内容
視覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> ルーペ（拡大鏡）、拡大読書器の持ち込みを認めます。 音声読み上げ機能付きパソコンの使用を認めます。 点字又は拡大文字による試験問題を用意します。
聴覚障がい・ 音声言語障がい	<ul style="list-style-type: none"> 試験員の発言事項について、書面を配付し伝達します。 補聴器の持ち込みを認めます（聴覚障がいに限る）。 手話通訳者を試験室に配置します。 筆談メモを用意します。
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子を使用する方には、入口付近などの移動しやすい席を用意します。 身体障がい者用のトイレ、スロープのある施設を試験場とします。
上肢機能障がい等	<ul style="list-style-type: none"> 上肢機能障がいなど障がいの特性上、筆記が困難な方については、作文試験においてパソコンの使用を認めます。ただし、事前に障害者手帳の写し又は専門医の意見書を提出していただく必要があります。
すべての障がい	<ul style="list-style-type: none"> 上記の他、受験者の希望に応じて受験上の配慮が適当と認められること ※ご希望の内容によっては対応できないことがあります。

また、^{きょうようしけん}教養試験は、^{しき}①マークシート式と ^{すうじきにゆうしき}②数字記入式 ^{かいとうほうほう}※の 2つの解答方法により行います。^{おこな}すべての受験者は、^{てんじ}申込時に ^{じゆけんしや}いずれかの方法を ^{ほうほう}選択する ^{せんたく}必要が ^{ひつよう}あります。^{のぞ}(ただし点字による受験者は除く。)

〈記入例〉^{きにゆうれい}問題No. 2の^{もんだい}解答を「5」とする^{かいとう}場合 ^{ばあい}

①^{しき}マークシート式

No. 1	①	②	③	④	⑤
No. 2	①	②	③	④	●
No. 3	①	②	③	④	⑤
No. 4	①	②	③	④	⑤

^{せんたくし}選択肢の^{かいとうばんごう}解答番号「5」の
を^{えんぴつ}HBの鉛筆で^ぬ塗りつぶします。

②^{すうじきにゆうしき}数字記入式

問題番号	解答欄
No. 1	
No. 2	5
No. 3	

^{かいとうらん}※解答欄に^{かいとうばんごう}解答番号の^{すうじ}数字「5」
を^{きにゆう}記入します。マークシートに
よる^{かいとう}解答が^{むずか}難しい場合は、^{ばあい}こちら
らを選択してください。^{せんたく}

4. ^{しけん}試験の^{にちじ}日時、^{しけんじょうおよ}試験場及び^{しけん}試験の^{しゆもく}種目

くぶん 区分	にちじ 日時	しけんじょう 試験場	しけん しゆもく 試験の種目
第1 次試験	11月3日(日) 受付時間 9:00 ~ 9:30 試験時間 10:00 ~	しまねけんしよくいんかいかん 島根県職員会館 まつえしうちなかばらちよう (松江市内中原町)	きょうよう しけん 教養試験
第2 次試験	11月27日(水) (詳細は第1次試験合格者に 通知します。)	しまねけんしよくいんかいかん 島根県職員会館 まつえしうちなかばらちよう (松江市内中原町)	さくぶん しけん 作文試験 めんせつ しけん 面接試験

※ 第1次試験に遅刻した場合、試験開始後60分以降は受験できません。

※ 第2次試験は第1次試験の合格者のみ受験できます。

※ 第2次試験受験者(第1次試験合格者)多数の場合は、11月28日(木)に面接試験を実施する場合があります。

5. 選考試験種目、配点及び内容

くぶん 区分	しけんしゅもく 試験種目	はいてん 配点	ないよう 内容
だい 第1 じしけん 次試験	きょうようしけん 教養試験	300	こうむいん ひつよう ちしきおよ ちのう こうこうそつ 公務員として必要な知識及び知能について、高校卒 ぎょうていど ないよう たくいつしき ひつきしけん おこな 業程度の内容で、択一式による筆記試験を行います。 しゅつだいすう だい ぶん てんじ ぶん (出題数40題、120分(点字は180分))
だい 第2 じしけん 次試験	さくぶんしけん 作文試験	200	ぶんしょう ひょうげんりょく かだい たい り かいりょく 文章による表現力、課題に対する理解力について しけん おこな ふん じ 試験を行います。(75分、1000字)
	めんせつしけん 面接試験	500	しょく む すいこうのうりよくなど もくてき こべつめんせつ おこな 職務遂行能力等をみる目的で個別面接を行います。 じぜん じ こしょうかいしよ ていしゅつ (事前に自己紹介書を提出していただきます。)

※ 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とします。

※ 過去の作文試験課題(参考)
令和5年度 島根県を魅力ある県にするためにはどのような取組が必要だと思
いますか。自由に述べなさい。

令和4年度 あなたが働くうえで大切にしたいことについて自由に述べなさい。

6. 受験申込手続

受験申込は、以下(1)または(2)のいずれかの方法により行ってください。

(1) 持参または郵送による申込

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局(〒690-8501

松江市殿町8番地)に直接持参するか郵送により提出してください。(9月

27日(金)までの消印有効)。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「一般事務申込」、「学校事務申込」又は「警察事務申込」と朱書し、郵便局で簡易書留郵便にしてください。簡易書

留郵便によらない郵便の不着には対応できません。

○持参又は郵送により申し込むときの提出書類

ていしゅつしよるいめい 提出書類名	りゅういじこう 留意事項
しょう しゃ たいしょう 障がい者を対象とし しまねけんしよくいんさいようせんこう た島根県職員採用選考 しけんもうしこみしよ 試験申込書	もうしこみしよらめん もうしこみしよきにゅうじょう ちゅうい さんしょう ・ 申込書裏面の「申込書記入上の注意」を参照 してください。 えんきって は じゅけんひょうそうふよう ・ 140円切手を貼ってください。(受験票送付用)

(2) インターネット（しまね電子申請サービス）による申込み

①パソコン、スマートフォンで「noreply@mail.graffer.jp」からのURL付きメールを受信できるように設定してください。

②しまね電子申請サービスにアクセスし、画面上の注意事項に従って申し込んでください。（ご使用の機器や環境によっては、一部対応できないことがあります。）

【インターネットホームページアドレス】

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/syokuin/saiyou/saiyou_info/tyuuijikou.html

【スマートフォン用二次元バーコード】



③申込完了後、上記アドレスから「申込完了通知メール」という件名の電子メールが、申込みの際に登録したアドレスに送信されます。

※申込後直ちに「申込完了通知メール」が届かない場合は、島根県人事委員会事務局までお問い合わせください。

※8月28日(水)午前8時30分から9月27日(金)午後5時までにしまね電子申請サービスによる申込みが完了したものに限り、受け付けます。

7. 受験にあたっての注意事項

受験票は、申込みを受けた際すぐに交付しないで、受験資格を審査し、受付締め切後に次の方法により送付します。なお、受験票が10月17日(木)までに到着しないときは、島根県人事委員会事務局に照会してください。

(1) 持参又は郵送による申込みの場合

島根県人事委員会事務局から郵送により受験票を送付します。

(2) インターネットによる申込みの場合

申込みの受付後に「【しまね電子申請サービス】受付通知メール」という件名のメールが送信されます。メールに記載された手順に従って、受験票をダウンロードの上、各自で印刷してください。

8. 自己紹介書の提出について

「自己紹介書」は、第2次試験の面接試験の受験に必要な書類です。自筆で記入の上、第1次試験で提出してください。

※自筆が困難な方については、パソコンで作成されても構いません。

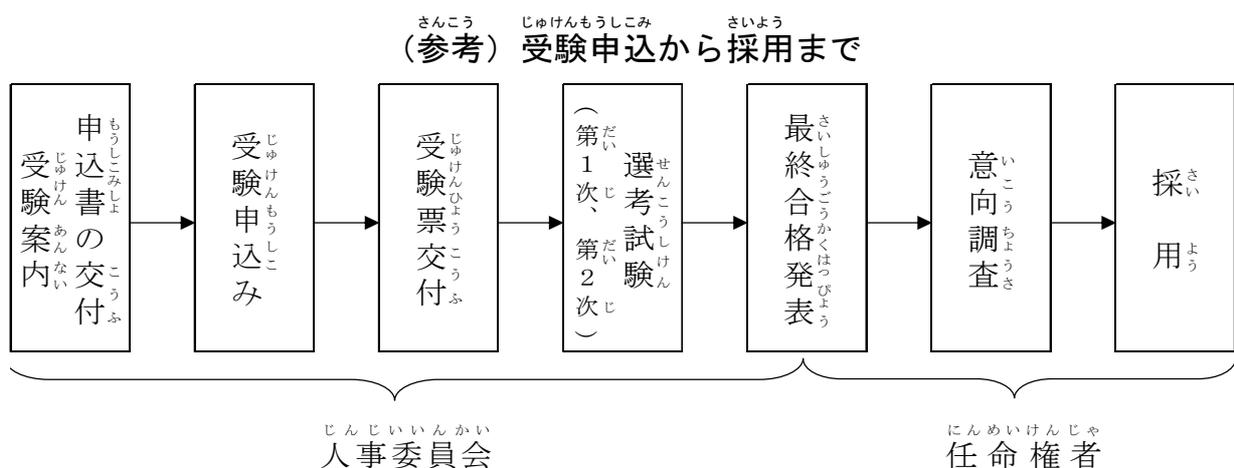
9. 合格発表

区分	合格発表方法等
第1次試験	11月13日(水)に島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知します。 (11月20日(水)までに結果通知が届かない場合は、島根県人事委員会事務局に照会してください。)
第2次試験	12月中旬(予定)に島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知します。

10. 採用

最終合格者は、原則として令和7年4月1日に採用されます。

なお、採用に先立って各任命権者が「意向調査」を行います。その際には本人の希望勤務地等について十分意見を聞くことにしています。



11. 勤務条件等

(1) 条件付採用期間

6か月間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

(2) 勤務時間

原則として、勤務時間は8:30～17:15（うち休憩時間12:00～13:00）、
 休日は毎週土・日曜日、祝日、年末年始です。（特別の勤務に従事する職員
 については、勤務時間・休日の割振りを別に定めます。）

公務のため臨時又は緊急の必要がある場合は、時間外勤務を命ずることが
 あります。

(3) 賃金

初任給は、令和6年4月1日現在、次の表のとおりです。このほか給与
 条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が
 支給されます。（学校卒業後の経歴を有する人については、その経歴に応じて
 給料月額を決定します。）

学歴	年齢	初任給月額
高校卒	18歳	167,756円
短大卒	20歳	177,322円
大学卒	22歳	188,599円

(4) 社会保険

地方公務員等共済組合法の規定に基づき健康保険及び厚生年金の給付を、
 地方公務員災害補償法の規定に基づき公務災害補償を、それぞれ行います。

(5) 受動喫煙防止措置の状況

敷地内禁煙としています。勤務場所によっては、屋外に喫煙場所がありま
 す。

12. 試験成績の通知について

この採用試験を有効に受験した人には、次の対象者ごとに試験成績をお知らせします。

たいしょうしゃ 対象者	だい じしけん ふごうかくしゃ 第1次試験：不合格者のみ だい じしけん ごうかくしゃおよ ふ ごうかくしゃ 第2次試験：合格者及び不合格者
つうちないよう 通知内容	そうごうとくてん しゅもくべつとくてん そうごうじゅんいおよ しゅもくべつ さだ きじゅん み 総合得点、種目別得点、総合順位及び種目別に定めた基準を満た さなかつた種目 しゅもく
つうちほうほう 通知方法	ごうかくはっぴょう びいこう しけんけつかつうちそうふさきじゅうしょ ゆうそう 合格発表日以降に、試験結果通知送付先住所へ郵送します。

13. 個人情報の取扱い

本試験においては、個人情報を以下の目的で使用するために収集しており、それ以外の目的に使用することはありません。

①本試験に関する事務の実施

②今後の採用試験や募集活動のための資料作成（個人が特定できないように処理
します。）

③最終合格者の採用に関する事務の実施（最終合格者の個人情報を任命権者に
提供します。）

14. その他

(1) この試験についての問い合わせは、島根県人事委員会事務局企画課任用係
(〒690-8501 松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎2階 TEL (0852)

22-5438、試験当日については090-9068-8234) にしてください。

(2) 自然災害等により試験の延期、開始時刻の繰り下げ等を実施する場合は、
島根県人事委員会事務局のホームページでお知らせします。

しけんじょうあんないず
試験場案内図



- JR山陰本線松江駅から
一畑バス「松江しんじ湖温泉」行き
松江市営バス「大学・川津」行き
「国宝松江城 県庁前」下車 徒歩約5分
- 一畑電鉄松江しんじ湖温泉駅から 徒歩約15分